交　A16－25	プリデストンアシスタ B7	プリデストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻3丁目1番地の1
交　A16－26	e i s a n　b i k e BENERO266	株式会社永山 東京都台東区浅草橋4丁目2番2号浅草橋西口ビル3階
交　A16－27	e i s a n　b i k e BENERO203	株式会社永山 東京都台東区浅草橋4丁目2番2号浅草橋西口ビル3階
交　A16－28	26パンクしない電動自転車 TDF－14CZ	株式会社カインズ 埼玉県本庄市早稲田の杜1－2－1
交　A16－29	26型MONOPHONY TDN－211L－AG	上尾工業株式会社 埼玉県北足立郡伊奈町小室9973
交　A16－30	BENELLI　TAGETE TDA44L	株式会社プロト 愛知県刈谷市井ヶ谷町桜島5
交　A16－31	BENELLI　ALPAN　TS TDA47L	株式会社プロト 愛知県刈谷市井ヶ谷町桜島5

○金融庁告示第三十九号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年八月十九日から適用する。

平成二十八年八月十八日

金融庁長官　森　信親

第一条第二十八号を次のように改める。

二十八　ＤＢＳ証券株式会社

○農林水産省告示第千五百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県甲賀市信楽町多羅尾字シデノ木原二二七八、二二八一、二二八五、二二八七、字広敷谷二二九〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百三十六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

第三項の表福岡１６ＩＬＳの項中「157°」を「158°」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年九月十五日から施行する。

○国土交通省告示第九百三十七号

平成二十四年二月六日付け国土交通省告示第百三十九号（海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

工事の区域の欄を次のように改める。

次に掲げる地点を順次結んだ線及び琴の浦地区から船尾地区については(1)に掲げる地点と(24)に掲げる地点とを結んだ線、冷水地区については(1)に掲げる地点と(7)に掲げる地点とを結んだ線、海南地区については(1)に掲げる地点と(32)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

①琴の浦地区から船尾地区

(1)　北緯三四度〇九分二九秒〇四七五、東経一三五度一〇分五九秒二一五一の地点
(2)　北緯三四度〇九分二九秒〇一三〇、東経一三五度一〇分五九秒六〇一四の地点
(3)　北緯三四度〇九分二九秒二四六二、東経一三五度一〇分五九秒七五二〇の地点
(4)　北緯三四度〇九分二九秒二六四〇、東経一三五度一一分〇〇秒〇三七の地点
(5)　北緯三四度〇九分二九秒〇九四一、東経一三五度一一分〇〇秒一〇一一の地点
(6)　北緯三四度〇九分二八秒九九二六、東経一三五度一一分〇〇秒〇八一六の地点
(7)　北緯三四度〇九分二六秒八七四三、東経一三五度一一分〇二秒一九四六の地点
(8)　北緯三四度〇九分二五秒七八九三、東経一三五度一一分〇四秒〇七一六の地点
(9)　北緯三四度〇九分二三秒五六一五、東経一三五度一一分一二秒六九八二の地点
(10)　北緯三四度〇九分二四秒八六二四、東経一三五度一一分一六秒三二八七の地点
(11)　北緯三四度〇九分二一秒五三九二、東経一三五度一一分一七秒二八六九の地点
(12)　北緯三四度〇九分二〇秒九六五〇、東経一三五度一一分一四秒四〇五四の地点
(13)　北緯三四度〇九分二〇秒四七〇八、東経一三五度一一分一二秒五四〇五の地点
(14)　北緯三四度〇八分五四秒二七九九、東経一三五度一一分〇三秒九三三一の地点
(15)　北緯三四度〇八分五四秒一一〇〇、東経一三五度一一分〇五秒五七七二の地点
(16)　北緯三四度〇八分四九秒一八九一、東経一三五度一一分〇〇秒五五五一の地点
(17)　北緯三四度〇八分四七秒二五一九、東経一三五度一一分〇一秒六八五一の地点
(18)　北緯三四度〇八分四七秒三〇九七、東経一三五度一〇分五七秒三一一九の地点
(19)　北緯三四度〇八分四九秒六七六一、東経一三五度一〇分五五秒九三二六の地点
(20)　北緯三四度〇八分五四秒八〇〇八、東経一三五度一一分〇一秒一六二六の地点
(21)　北緯三四度〇九分二〇秒七七三〇、東経一三五度一一分〇九秒八一九五の地点
(22)　北緯三四度〇九分二二秒四三六二、東経一三五度一一分〇八秒七六二一の地点
(23)　北緯三四度〇九分二三秒九九五六、東経一三五度一一分〇三秒三九二九の地点
(24)　北緯三四度〇九分二七秒八三一三、東経一三五度一〇分五五秒七六四四の地点

②冷水地区

(1)　北緯三四度〇八分四〇秒七五九二、東経一三五度一一分〇一秒一三四〇の地点
(2)　北緯三四度〇八分四〇秒七〇一四、東経一三五度一一分〇五秒五〇六一の地点
(3)　北緯三四度〇八分三六秒〇九〇〇、東経一三五度一一分〇八秒一九五七の地点
(4)　北緯三四度〇八分三五秒二五二四、東経一三五度一一分〇七秒六八七四の地点
(5)　北緯三四度〇八分三七秒一五二七、東経一三五度一一分〇五秒一六五六の地点
(6)　北緯三四度〇八分三二秒九九三四、東経一三五度一一分〇四秒四三五六の地点
(7)　北緯三四度〇八分三六秒八五八三、東経一三五度一一分〇三秒四〇九四の地点

③海南地区

(1)　北緯三四度〇八分五八秒一〇二七、東経一三五度一一分五七秒七七九〇の地点
(2)　北緯三四度〇九分〇四秒六五九八、東経一三五度一二分〇三秒六七六九の地点
(3)　北緯三四度〇九分〇六秒三三〇九、東経一三五度一二分〇四秒二六七〇の地点